

# 新商品開発助成金

売上回復するための新たな商品開発を支援します！

うきは市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大により変化した経営環境、生活様式に対応するため、新たに取り組む商品開発について費用の一部を助成します。

対象者	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け（注1）、新たな商品開発に取り組む <u>うきは市商工会員</u> （法人企業・個人事業者） （注1）新型コロナウイルス感染症影響の定義・・・令和2年4月以降、前年同月比で売上高が10%以上低下している月（対象月）が1月以上あること				
対象経費	新商品開発に係る経費 <table border="1"><thead><tr><th>経費区分</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>新商品開発事業</td><td>試作品やパッケージ試作にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 （対象経費例．試作開発用の原材料購入費、新たな包装パッケージに係るデザイン外注費等）</td></tr></tbody></table> ※持続化補助金、経営革新実行支援補助金等の他の補助事業と重複して申請することはできません。	経費区分	内容	新商品開発事業	試作品やパッケージ試作にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 （対象経費例．試作開発用の原材料購入費、新たな包装パッケージに係るデザイン外注費等）
経費区分	内容				
新商品開発事業	試作品やパッケージ試作にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 （対象経費例．試作開発用の原材料購入費、新たな包装パッケージに係るデザイン外注費等）				
助成金額	実費範囲内で上限50,000円まで（助成回数1回のみ）				
募集件数	6件程度				
対象期間	令和3年4月1日（木）～令和4年3月15日（火） ※期間内に支払が完了した経費のみ対象となります。 ※4月1日以降、既に支払いしたのも対象とします。				
申込方法	下記書類をご準備の上、商工会窓口まで提出してください ①助成金申込書（様式1） ②売上高10%以上低下していることが確認できる書類 （セーフティネット保証・危機関連保証認定書、決算書、試算表等）				
助成金支給までの流れ	原則、精算払いとなります。 事業実施後、実績報告書（様式2）、経費支払いが確認できる書類（領収書等）、写真（試作品等）を確認後、助成金を支払いします。				
問い合わせ先	うきは市商工会 経営支援指導課（担当：森山、柳澤） 〒839-1401 うきは市浮羽町朝田 582-1 （TEL:77-2239 FAX:77-7509 E-mail:ukihashi@shokokai.ne.jp）				